

## 令和元年度実地指導結果の概要

令和元年度に区が実施した実地指導において、各事業所へ指摘した主な事例は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に対して改善を求めました。

### I 地域密着型サービス

#### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(運営に関すること)

- ・提供したサービスの内容について記録をしていない事例が認められた。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び変更について、保健師、看護師又は准看護師が行うアセスメントの結果を踏まえて行っていない事例が認められた。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが確認できない事例が認められた。
- ・介護・医療連携推進会議を所定の回数以上開催していない事例が認められた。

#### 2 地域密着型通所介護

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証により受給資格等を確認していない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画に位置付けられていない内容のサービスを提供している事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護を提供した際の利用者の心身の状況を記録していない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画を利用者に交付していない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが確認できない事例が認められた。
- ・従業者の各職務の勤務時間、管理者との兼務関係を明確にした勤務体制が定められていない事例が認められた。
- ・従業者に対して研修の機会を確保していない事例が認められた。

- ・非常災害に関する具体的計画を定めていること、また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護従業者の秘密保持について必要な措置を講じていない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・地域密着型通所介護計画に位置付けられていない内容のサービス提供について、介護報酬を請求している事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画に位置付けられていない日に提供したサービスについて、介護報酬を請求している事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画が未作成である期間に提供したサービスについて、介護報酬を請求している事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画に位置付けられた指定地域密着型通所介護の提供に係る標準的な時間を超えて、指定地域密着型通所介護の提供をした際に、現に要した時間に応じた所定単位数で介護報酬を請求している事例が認められた。

(変更の届出等)

- ・指定地域密着型通所介護事業者の指定に係る申請等において提出した平面図とは異なる運用をしているにもかかわらず、区市町村への変更の届出を行っていない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護事業者の代表者、指定地域密着型通所介護の利用料、利用定員、従業者の勤務の体制の変更について、変更の届出を行っていない事例が認められた。

### 3 (介護予防) 認知症対応型通所介護

(基本方針に関すること)

- ・認知症であることが確認されていない者に、指定認知症対応型通所介護を提供している事例が認められた。

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・認知症対応型通所介護計画に位置付けられていない内容の指定認知症対応型通所介護を提供している事例が認められた。

- ・認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っておらず、その実施状況や評価について利用者又はその家族に説明していない事例が認められた。
- ・併設事業所にも配置される従業者の勤務体制について、それぞれの事業所の職務における勤務時間が明確になっていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画を定めていない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・認知症対応型通所介護計画に位置付けられていない内容のサービス提供について、介護報酬を請求している事例が認められた

(変更の届出等)

- ・事業所の平面図及び運営規程に定めるサービス提供時間帯を変更したにもかかわらず、変更の届出を行っていない事例が認められた。

#### **4 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護**

(運営に関すること)

- ・居宅サービス計画の作成及び変更の際し、アセスメントを実施していることが事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していない事例が認められた。
- ・小規模多機能型居宅介護計画の作成及び変更の際し、介護支援専門員が利用者の心身の状況等を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を作成及び変更していることが確認できない事例が認められた。
- ・従業者と管理者との兼務関係を明確にした勤務体制が定められていない事例が認められた。
- ・運営推進会議を、所定の回数以上、開催していない事例が認められた。

#### **5 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護**

(運営に関すること)

- ・利用者の被保険者証に入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称が記載されていない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない事例が認められた。

## II 居宅サービス

### 1 通所介護

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・通所介護計画が未作成である期間に提供したサービスについて、介護報酬を請求している事例が認められた。

### 2 (介護予防) 短期入所生活介護

指摘事項はなかった。

## III 居宅介護支援

(運営に関すること)

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行っていない事例が認められた。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、アセスメントを実施していることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、当該居宅サービス計画を指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）に交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に際し、担当者に対して、各担当者が自ら提供する指定居宅サービス等に係る計画の提出を求めていることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画について、必要な変更を行っていない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の実施状況の把握に当たって、利用者の居宅を訪問し当該利用者に面接していることが確認できない事例が認められた。
- ・利用者が要介護更新認定を受けた場合に開催するサービス担当者会議について、サービス担当者会議を欠席した担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に、訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合に、主治の医師又は歯科医師の意見を求めていることが確認できない事例が認められた。

- ・居宅サービス計画に、訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合に、意見を求めた主治の医師又は歯科医師に、当該居宅サービス計画を交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していない事例が認められた。
- ・介護支援専門員の勤務の体制を定めていない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算を行っていない事例が認められた。
- ・特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成していない事例が認められた。
- ・退院・退所加算を算定するに当たり、病院の職員との面談を所定の回数以上行っていない事例が認められた。

## IV 施設サービス

### 1 介護老人福祉施設

(運営に関すること)

- ・入所者の被保険者証に入所の日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称が記載されていない事例が認められた。
- ・介護職員その他の従業者の新規採用時において、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施していることが確認できない事例が認められた。
- ・退所（居）した者に関する記録の中に、入所（居）者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録が混入している事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・療養食加算について心臓疾患等の入所（居）者に対して行う減塩食療法において、所定の塩分量の減塩食を提供していることが確認できない事例が認められた。
- ・褥瘡マネジメント加算について褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画の作成を行っていることが確認できない事例が認められた。

### 2 介護老人保健施設

(運営に関すること)

- ・入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について、従業者間で定期的に協議した内容等を記録していない事例が認められた。

- ・施設サービス計画の作成及び変更に際し、アセスメントを行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・入所前後訪問指導加算について、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問していない事例が認められた。
- ・栄養マネジメント加算について、入所者ごとの栄養ケア計画を作成していない事例が認められた。
- ・緊急時施設療養費について、施設において応急的な治療管理を行っていない事例が認められた。
- ・所定疾患施設療養費について、1 月に連続しない 7 日を算定している事例が認められた。
- ・排せつ支援加算について、排せつに介護を要する入所者に係る排せつ支援計画の作成に際し、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析していることが確認できない事例が認められた。